令和８年第１０回城陽市農業委員会定例総会会議録

１．開催日時　令和８年１０月７日（水）午後１時３５分から午後２時１５分まで

２．開催場所　城陽市役所西庁舎４階　４０３会議室

３．出席委員　（１７人）

委　員	１番	岡本　三枝子
	２番	中村　貴子
	４番	菊岡　祐一
	５番	安田　喜昭
	６番	稲田　正文
	７番	西村　光弘
	８番	上田　薫
	９番	阪部　光雄
	１０番	森澤　明
	１１番	村田　善浩
	１２番	西村　高典
	１４番	奥　哲郎
	１５番	森島　孝司
	１６番	吉田　真己
	１７番	古川　勝也
	１８番	池野　元紀
	１９番	木村　正樹

４．欠席委員　（３人）

会　長	２０番	谷　則男
委　員	３番	北澤　良祐
	１３番	中村　安秀

５．議事日程

日　程 第　１　会期決定の件

日　程 第　２　会議録署名委員決定の件

日　程 第　３　議案　第３０号　農地法第３条の規定による許可申請に係る許可について

日　程 第　４　議案　第３１号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に係る意見について

日　程 第　５　報告　第１９号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について（専決）

日　程 第　６　報告　第２０号　農地の形状変更届について（専決）

農業委員会事務局
　事務局長　　西山　憲治
　事務局　　岡　　正樹
　事務局　　村井　萌晟
　事務局　　永田　武司
京都府農業会議
　現地推進役　今井　久遠

６．会議の概要

事 務 局	開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 議席番号３番　北澤委員、１３番　中村安秀委員、２０番　谷会長より欠席届が提出されております。 本日の定例総会の出席委員数は農業委員１４名中１２名、推進委員６名中５名の出席です。 農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 なお、本日の定例総会議事については農業委員会等に関する法律第５条第５項の規定により、会長が欠けたときは、委員が互選した者がその職務を代理するとありますので職務代理者である木村委員にお願いしたいと思います。 それでは、木村職務代理、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。
職務代理	（挨　拶） 先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和８年第１０回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いします。 日程第１、会期決定の件は、本日１日とします。 日程第２、会議録署名委員決定の件は、職務代理が指名を行います。 ご異議ございませんか。 （異議なし） 異議なしとのことなので、４番　菊岡委員、５番　安田委員よろしくお願いします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いいたします。 日程第３、議案第３０号　農地法第３条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号１７番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局	受付番号１７番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市富野　●●　●●、譲受人は和束町釜塚●　●●です。 権利の種類は３条の有償移転です。 資料１に位置図を添付しております。 なお、当該地につきましては現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。
職務代理	対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	譲受人の●さんは、以前から対象地を貸借して茶を栽培されており、和束町農業委員会の耕作状況証明も提出されていることから、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
職務代理	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１７番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第３条第２項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 受付番号１８番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号１８番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市富野　●●　●●、譲受人は木津川市加茂町　●●　●●です。 権利の種類は３条の有償移転です。 資料２に位置図を添付しております。 なお、当該地につきましては現地調査委員会にて農地として適正に管理されていることを確認しております。
職務代理	対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事 務 局	譲受人の●●さんについては、９月１５日に事務局で面談を行いました。 現在は木津川市で茶を１．７ヘクタールほど栽培されており、当該地においても資料２の営農計画書のとおり、茶を栽培されます。また、木津川市農業委員会の耕作状況証明も提出されていることから、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
職務代理	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１８番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第３条第２項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 日程第４、議案第３１号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し、受付番号１５番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号１５番について説明します。 土地の所在は城陽市中、地目は畑、面積は５６５平方メートルです。 譲渡人は城陽市中　●●　●●、譲受人は京田辺市多々羅　●●　●●です。 資料３に位置図等を添付しております。 転用目的は露天駐車場 転用理由は自身が営んでいる業務の工事車両や社用車等の駐車スペースとして利用するためです。 当該地は市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外です。 現況は畑、北側は雑種地、東側及び南側は市道、西側は畑です。 雨水排水は砕石敷きの自然浸透にて排水されます。 汚水・生活雑排水は発生しません。 環境課からは現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 農政課からは周辺農地に影響のないようご配慮願います。 管理課からは、 ・申請地東側に存する市道４１５号線を取り込まないよう注意してください。

	・申請地東側に存する市道４１５号線の構造の変更を行う場合は、道路法第２４条による申請をしてください。 との意見が付されております。
職務代理	本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。申請地は保全管理されており、周囲は山林化で、道路からの進入も困難であるので転用についてやむを得ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
職務代理	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●委員	周辺には梅林がありますが、転用となった場合は大丈夫ですか。
●●委員	梅林とも離れており問題ないと考えます。
職務代理	他に、質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１５番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成） 全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。 受付番号１６番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号１６番について説明します。 土地の所在は城陽市奈島、地目は田、面積は合計で３５４平方メートルです。 譲渡人は城陽市奈島　●●　●、譲受人は宇治市小倉町　●●　●●です。 資料４に位置図等を添付しております。 転用目的は露天資材置場 転用理由は自営業のための建築資材や道具の保管場所として利用するためです。 当該地は市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外です。 現況は田、北側は及び東側は田、南側は道路、西側は雑種地です。 雨水排水は自然浸透にて排水されます。 汚水・生活雑排水は発生しません。

	環境課からは現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 農政課からは周辺農地に影響のないようご配慮願います。 管理課からは、申請地南側に接する市道４９３号線の構造の変更を行う場合は、道路法第２４条による申請をしてください。 との意見が付されております。
職務代理	本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。申請地は保全管理されている状態であり問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
職務代理	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●委員	水田状態であれば、地面を上げないのですか。
事 務 局	造成まではされずに現状のままの予定です。砕石等の布設を考えておられますが、対象地内の排水桝を残して排水できるように指導はいたします。 また、計画変更される場合も指導を行います。
●●委員	転用目的が露天資材置場となっておりますが、産廃は置かれないですね。
事 務 局	産廃を置かれた場合は法令違反となりますので、山城北土木事務所と協力のうえ指導を行うことになります。
●●委員	それでは、事後になってしまうのではないですか。
事 務 局	転用許可条件として、３年間は利用状況報告の提出となっておりますので、注視してまいります。
職務代理	他に、質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１６番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 （全員賛成）

	全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。 日程第５、報告第１９号　農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを専決しました。受付番号３８番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号３８番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は大阪府寝屋川市　●●●　●です。
職務代理	只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。
●●委員	管理はどうされるのですか。
事 務 局	農地パトロールでの対象となっている農地が１筆ありますが、それ以外は管理されております。
職務代理	他に、意見・ご質問はございませんか。 ご意見・ご質問がないようですので、日程第５を終了します 日程第６、報告第２０号　農地の形状変更届について専決しました。受付番号３番と４番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号３番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 申請人は城陽市寺田　●●　● 資料５に位置図を添付しております。 受付番号４番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 申請人は城陽市市辺　●●　●● 資料６に位置図を添付しております。
職務代理	只今、事務局から説明を受けました。 私から質問なのですが、現況は水稲耕作なのですか。
事 務 局	保全管理状態となっており、土地改良により果樹を耕作される予定です。
職務代理	他に、ご意見・ご質問はございませんか。

	（意見・質問なし） ご意見・ご質問がないようですので、日程第６を終了します。 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第１０回農業委員会定例総会を終了いたします。 続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願いします。

城陽市農業委員会会長
職務代理

会議録署名委員

会議録署名委員